

「おかしいな」と思ったら まず、ご相談ください！

働く人の雇用管理・安全に関する責任は、
雇用する会社が負わなくてはなりません。

除染の現場で「おかしいな」と思ったら、
最寄りの労働局、労働基準監督署へ
まず、ご相談ください。

※相談することによって、相談者の不利益になることは
ありません。



こんなことは、ありませんか？

- ① 違う会社の人から作業を指示される！
- ② 同じ班で同じ仕事なのに違う会社の人がいる！
作業体系について ▶ **福島労働局 需給調整事業室**へご連絡ください。
- ③ 給料や働く時間などの説明を受けていない！
- ④ 割増賃金が支払われない！
労働条件・賃金について ▶ **最寄りの労働基準監督署**へご連絡ください。



相談先や主な法令の説明は裏面をご覧ください。

作業体系、労働条件、賃金について「おかしいな」と思うことはありませんか？

<作業体系について>

いわゆる「偽装請負」や「多重派遣」にあたる行為は「法令違反」です！

請負契約などの形をとっていても、実態として雇われている会社以外から働く方へ作業の指示などがある場合には、いわゆる「偽装請負」や「多重派遣」と見なされ、発注者と雇用する会社は労働者派遣法違反や職業安定法違反となることがあります。

※ 安全衛生や危険防止に関する指示などは問題ありません。

<労働条件について>

労働条件を書面で明示しないのは「法令違反」です！

事業主には、書面による労働条件の明示が義務づけられています。口頭の約束では、例えば賃金額について、入社後「言った」「言わない」のトラブルになる可能性があります。雇用する会社と雇用契約を結ぶ際には、お互いに労働条件を書面でしっかり確認しましょう。

<賃金について>

割増賃金を支払わないのは「法令違反」です！

雇用する会社が労働者に、1日8時間、1週40時間を超えて労働させた場合には、割増賃金を支払う必要があります。

作業体系、労働条件、賃金について「おかしいな」と思ったら下の相談先へご連絡ください。

※相談することによって、相談者の不利益になることはありません。

(受付時間 平日8:30~17:15)

相談の内容	相談先	電話番号	
作業体系について	福島労働局 需給調整事業室 (所在地 福島市霞町1番46号 福島合同庁舎4階)	024-529-5746	
労働条件・賃金について	労働基準監督署	福島	024-536-4610
		郡山	024-922-1370
		いわき	0246-23-2255
		会津	0242-26-6494
		須賀川	0248-75-3519
		白河	0248-24-1391
		喜多方	0241-22-4211
		相馬	0244-36-4175
	富岡	0240-22-3003	
	福島労働局 監督課	024-536-4602	

(受付時間 平日 17:00~22:00 土日10:00~17:00(年末年始除く))

相談の内容	相談先	電話番号
労働条件・賃金について	労働条件相談ほっとライン	0120-811-610

環境省発注の除染工事の現場（福島県内除染特別地域内）での特殊勤務手当（いわゆる除染手当、危険手当）の支払いなどについて、疑問がある場合は、環境省でも相談を受け付けています。

【環境省の除染についてのお問い合わせ窓口】

福島：024-523-5391(平日8:30~17:15) 東京：03-6741-4535(平日9:30~18:15)